

(3) 水道水

令和5年度の主な浄水場における浄水のトリハロメタンの濃度（平均値）は、0.009～0.018mg/Lで水質基準である0.10mg/Lを十分満足していた（表3-10）。

【表3-10 浄水場のトリハロメタン測定値及びトリハロメタン生成能(令和5年度)】

(単位:mg/L)

浄水場		浄水の総トリハロメタン 測定値		原水のトリハロメタン 生成能	
吉川浄水場	(滋賀県)	1・2系 3系	0.010		—
			0.009		
蹴上浄水場	(京都市)	蹴上給水栓	0.018	第2疏水取水口	0.026
村野浄水場	(大阪広域水道企業団)	第1送水ポンプ所	0.013		0.046
		第2送水ポンプ所	0.012		
猪名川浄水場	(阪神水道企業団)	I・II系	0.011		0.039
		III系	0.011		

※掲載の数値は平均値

滋賀県企業庁 HP「水質試験年報（第45集）（令和5年度）」

京都市上下水道局 HP「令和5年度水質試験年報 第76集」

大阪広域水道企業団 HP「令和5年度水質試験成績第64集」

阪神水道企業団技術部水質試験所「令和5年度調査試験年次報告(通第72号)」

より作成

9. 病原性微生物等による汚染

平成8年6月に埼玉県越生町において、我が国で初めて、水道水によるクリプトスポリジウムによる集団感染症が発生した。クリプトスポリジウムは感染性の原虫で、経口摂取により感染し、感染すると腹痛を伴う下痢が3日から1週間続く。健康な人は正常な免疫機構が働き自然治癒するが、免疫力低下者では重篤になる。

厚生省（現 厚生労働省）では、同年10月に「水道におけるクリプトスポリジウム等暫定対策指針」を策定し、水道水源の汚染のおそれがある場合の予防対策や感染症が発生した場合の応急対応について定め、都道府県を通じ水道事業者等へ周知した。平成9年10月には「クリプトスポリジウム等原虫類総合対策」を策定している。また、平成19年3月に水道施設の技術基準が改正され新たに紫外線処理がクリプトスポリジウム等への対策に位置づけられた。さらに、同年4月に「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日健水発第0330005号）により、指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について通知された。